

衛星基幹放送の新規参入等に係る放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案
に対する意見

該当箇所	意見
改正案全体	<p>2018年12月1日に新4K8K衛星放送が始まりました。新たなメディアの立ち上げには大きな困難が伴い、放送事業者、受信機メーカー、ケーブルテレビ事業者、行政などの関係者が一致協力して普及促進を図ることが喫緊の課題です。</p> <p>新規参入は市場を活性化し普及促進の強力な原動力になり得ることから、本来ならば衛星基幹放送全体の調和ある発展を図るため、BS右旋の超高精細度テレビジョン（4K）放送で新たな放送サービスを実現することが望ましいと考えます。</p> <p>自主返上される帯域幅の制約などでBS右旋の新規参入がやむなく高精細度テレビジョン（2K）放送に限られるとしても、既存BS放送と視聴者層などが異なる放送サービスが提供され、若年層を含む国民・視聴者の多様な視聴ニーズが充足されることで衛星基幹放送の市場全体が活性化することを期待します。</p> <p>認定審査にあたっては、これまで培ってきたBS放送のメディア価値を損なうことがないよう十分な配慮を要望します。</p>
別紙3（第7条関係） 2(1) 広告放送の割合 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。	<p>放送番組の編集の自由の観点からすれば、放送番組相互の調和を実現するための具体的な比率は、放送事業者の自主的な判断に委ねることが原則です。広告放送の割合を基準に行政が認定の比較審査を行うことの制度的根拠は希薄であると考えます。</p>
別紙3（第7条関係） 3(1) 事業計画の確実性 イ 事業開始後の収入及び費用の算出根拠の適正性並びに収入の確実性	<p>衛星基幹放送は広く普及し健全な民主主義の発達に資することを期待されていることから、事業の安定性、継続性が求められます。新規参入の比較審査で事業計画の確実性により重きを置くことは適切であると考えます。</p>
別紙3（第7条関係） 3(2) 事業者の多様性 認定を受けようとする者が、申請の際、衛星基幹放送事業者でないこと。	<p>絶対審査でマスメディア集中排除原則に適合している申請について、比較審査で既存のBS放送事業者や地上放送事業者との支配関係の程度を勘案する二重規制に積極的な意義はなく、同規定の削除は適切であると考えます。</p>
別紙3（第7条関係） 7(2)(1)の審査によっても、なお指定することのできる周波数がある場合は、上記2に掲げる基準のいずれにも適合する申請のうち、使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テ	<p>前述のとおり新規参入は本来ならばBS右旋の4K放送で実現することが望ましいと考えます。やむなく2K放送に限られるとしても、衛星基幹放送に対する国民・視聴者の多様な視聴ニーズに応えるためには、標準テレビジョン（SD）放送のマルチ編成、常時のデータ放送、1,920×1,080ピクセルのフルHD放送など多彩な放送サービスが必要と考えます。今般の制度整備にあたっ</p>

<p>レビジョン放送を行うBS放送の衛星基幹放送の業務に係るものを優先して、上記3の審査を行うものとする。</p>	<p>「使用するトランスポンダ数が0.25である高精細度テレビジョン放送」(=12スロットの2K放送)を優先する旨の画一的な比較審査基準を設けることは、多彩な放送サービスを実施しようとする事業者の選択肢を狭めかねないと危惧します。</p>
<p>別紙3(第7条関係) 7(3) 上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、上記3(9)の基準への適合性がより高い申請を優先するものとする(上記3に掲げる各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。)</p>	<p>「放送番組について、視聴者の需要がより高いもの」を優先するとの比較審査基準を設けるならば、客観的かつ定量的に処理できる手法で視聴者の需要を把握することが必要です。視聴需要の評価指標や比較審査の過程について、透明性を確保することも欠かせません。視聴者の需要を測るならば、既存BS放送の視聴者のみを対象にするのではなく、若年層を含む国民・視聴者全体の意向を反映しうる手法で行うことが不可欠になると考えます。</p>
<p>その他</p>	<p>既存BS放送の帯域の自主返上や新規参入を行うためには、BS右旋帯域全体の再編が必要になります。帯域再編の実施は既存BS放送の受信者に影響を及ぼさないよう、国が責任を持って十分な検討と対策、国民・視聴者への周知を行うことを要望します。</p> <p>再編のための費用は原因者、受益者が負担すべきと考えますが、それ以外の既存BS放送事業者が帯域の移行や関連作業を余儀なくされる場合などは、国の費用負担の検討が必要になると考えます。</p>